

令和5年4月1日

生徒心得について

運転免許取得について

福島県立いわき湯本高等学校（本校舎）

## 生徒心得

### 総 則

- 1 高校生としての使命を自覚して責任ある行動をする。
- 2 個性を豊かに培い、自他の人格を尊重し学力の充実と人格の高揚に努める。
- 3 心身の健全なる発達を図り、勤労を尊び奉仕の精神を養う。

### 第1章 礼儀

- 1 校内外で教師並びに学校関係者に会った時は挨拶する。生徒間においても互いに挨拶することが望ましい。

### 第2章 通学

- 1 湯本一小の校庭等他者の敷地等の通行は絶対しない。
- 2 自転車で通学する者は、学校長の許可を受ける。
- 3 生徒が普通自動車・自動二輪車等を運転して通学することは認めない。

### 第3章 登校・下校

- 1 8時20分までに教室に入るよう登校する。なお、8時30分以降の遅刻の場合は、職員室にて入室許可証の発行を受けてから入室する。
- 2 最終下校時刻は次のとおりとする。  
平日午後7時30分、ただし、止むを得ず遅くなるときは、保護者または父母等（以下保護者とする）の承認を得てHRTまたは係の教師に連絡し、許可を受ける。
- 3 登校後許可なくして、校外に出てはならない。外出する場合はHRTに連絡し、外出許可証を携帯する。
- 4 休日に登校しようとする者は、原則事前に部顧問、HRTに申し出る。
- 5 通学途上の事故は、ただちに学校、家庭等に連絡する。

### 第4章 諸届等

- 1 欠席・早退・遅刻等の連絡は事前に行うこととする。
- 2 すべての届出願は保護者が、本校所定の様式によって、HRTを経て、学校長に提出しなければならない。
- 3 病気欠席が7日以上にわたる場合は、医師の診断書を添えて届け出る。
- 4 本人または同居人が、感染症の場合は、直ちに届け出る。この場合医師の証明がなければ登校できない。
- 5 アルバイトは原則禁止とする。（特別な事情がなければ許可しない。）
- 6 諸届願には次のものがある。

退学願・休学願・学割交付願・自転車通学願・自動車学校入校許可願・住所変更届・保護者変更届・保証人変更届

### 第5章 授業

- 1 授業は制服で受けるものとする。
- 2 授業の始め終りは起立し、担任教師に正しく礼をする。
- 3 授業中教室に入るときは、教師に理由を述べて許可を得る。
- 4 授業中退室するときは、教師に許可を得る。
- 5 早退する時は、早退許可証にHRTの認印を得て下校し、後日保護者の認印をした許可証をHRTに提出する。

### 第6章 考査

- 1 考査は公正な態度で受験し、決して不正行為をしない。
- 2 考査前日には、机の配列を6列とする。
- 3 考査場における席順は、出席簿の番号順による。
- 4 考査に際して、各自の携行品は身辺より離す。
- 5 考査中、物品の貸借をしない。
- 6 考査期間中、止むを得ない理由で欠席したときは、追試験を受けるものとする。
- 7 携帯電話に関しては、「考査に関する細則」どおりとする。

### 第7章 風紀

- 1 喫煙・飲酒・薬物乱用等は絶対にしない。
- 2 正当な理由なく、欠席・遅刻・早退をしてはならない。
- 3 校内・校外の生活においては、暴力、窃盗、万引き、不純異性交遊、暴走行為などは絶対しない。
- 4 ポスター・ビラ等を掲示する場合は、生徒会執行部に申し出て、顧問教師の許可を受けて所定の場所を使用する。なお生徒会関係以外のものについては、HRTを通じ生徒指導部に申し出る。
- 5 夜間の外出は避け、遅くとも21:00には帰宅する。友人同士の外泊は絶対避ける。
- 6 携帯電話の校地内使用は原則的に禁止する。必ず電源を切って鞄かロックカーにしまう。
- 7 インターネットやSNS等に個人情報（名前・住所・電話番号・顔写真等）を載せない。
- 8 18歳になると保護者の同意なしに契約が可能になるが、様々な契約（例：携帯電話の購入、クレジットカードの作成等）はしないことが望ましい。

### 第8章 服装

- 1 頭髪  
(男女共通)

- (1) 進学、就職の面接試験に不適切な髪型（パーマ、脱色等の加工）は禁止する。
- (2) 髪かたちは常に見苦しくなく、高校生らしく清潔に保つよう心がける。

## 2 装飾

(男女共通)

- (1) 化粧やカラーリップ等は禁止。
- (2) コンタクトレンズは無色のものを使用する。
- (3) ピアス、眉や目の加工、マニキュア、ネックレス、指輪、サングラス等の禁止。

## 3 制服（平成14年施行、令和4年施行）

[夏]

(男子)

学校指定のYシャツ（長袖も可）を着用。また、Yシャツの裾を中に入れること。短いシャツは禁止する。

(女子)

学校指定のブラウス（長袖も可）を着用。ブラウスの裾を中に入れること。短いシャツは禁止する。

[冬]

(男女共通) ブレザー（本人の氏名入り）、ズボン、スカート（本人の氏名入り）、男子Yシャツ、女子ブラウス、ネクタイ、リボンは全て学校指定のものとする。

[靴下]

(男子)

華美でないものとする。また、入学式や卒業式等の式典、進学試験や就職試験等の受験の際は、無地の紺色か黒色の靴下を着用する。

(女子)

無地（ただしワンポイントまでは許可する）の紺色か黒色、くるぶし以上膝下以下の長さで靴下を着用する。色物や柄物、膝上靴下は禁止する。また、入学式や卒業式等の式典、進学試験や就職試験等の受験の際は、学校指定の靴下を着用する。

[防寒]

- (1) 10月～5月までの期間を対象として以下の通りとする。
- (2) 式典や登下校時は、必ずブレザーを着用する。カーディガンを着用する場合は学校指定のものとし、ブレザー内に着用する。ただし、体温調節のため、校舎内においてはブレザーの脱着は許可する。
- (3) ベージュか黒色のストッキングかタイツの着用を許可する。その際、靴下を着用する場合は、紺色か黒色の靴下とする。
- (4) オーバーコートやウィンドブレイカー、マフラーや手袋等を着用する場合は、華美でないものとする。  
ただし授業時等や職員室等への入室時は着用しない。トレーナーやフード付きパーカー等の着用は原則禁止する。

## 4 禁止事項

(男子)

- (1) ネクタイやズボン等の加工は禁止する。（ズボンの裾の広すぎるもの、細すぎるものは禁止。）
- (2) ベルトは華美でないものを着用する。

(女子)

- (1) 学校指定のズボンの着用を認める。
- (2) スカートは、膝頭の中心を基準とし短くしない。（スカートをウエストで折り返すことは禁止。）
- (3) ネクタイ、リボン、スカート等の加工は禁止する。

(男女共通)

- (1) 靴は端正なものとし、派手なデザインのものは用いない。
- (2) 上靴（所定のサンダルおよび体育館シューズ）と完全に区別し、かかとを折らない。
- (3) 鞄は授業のあるときは常に持参する。大きさや形状に指定はないが、少なくともB4版が入る程度のものとし、持ち帰りに支障をきたさないものとする。ただし、買い物バッグや華美・高価なものは避ける。
- (4) その他、高校生として相応しくないものの所持・携帯は禁止する。

## 5 その他

- (1) 5月1日～10月31日は、ブレザーの脱着を認める。
- (2) 服装・頭髪に関して特別な指示があった場合、それに従う。
- (3) 上記以外で、その他必要となるものについては、その指示に従う。

## 第9章 校舎および備品の使用

- 1 校舎校具は大切に取扱い、万一誤って破損又は紛失したときは、ただちにHRT・係教師に申し出る。  
この場合、その一部又は、全品を現品あるいは金銭で原則弁償しなければならない。
- 2 校具・運動具・楽器などを使用する時は、必ず係教職員の許可を得、使用後はもとの場所に正しく返納して、整理整頓し、係教職員に報告する。

- 3 休日の校具使用に当っては、事前にHRT並びに係教職員に申し出る。
- 4 校舎教室の使用に当っては責任者を明らかにし、火気、戸締りを確實にする。使用後は点検をなし係教職員に届け出る。
- 5 移動教室等で教室が空になるときには、必ず施錠する。

## 第10章 所持品

- 1 カバンを持参し登下校する。また授業に直接必要なもの以外の物品を学校に持参しない。（週刊誌、漫画、トランプ、化粧品、その他これに類似するもの）
- 2 教科書等を放課後、校舎内に留めおかない。
- 3 所持品紛失、または拾得の場合は、直ちにHRT及び係教職員に届け出る。
- 4 貴重品はできるだけ携行しない。  
止むを得ないときは、身辺からはなさず、または教師に保管を依頼する。

## 第11章 賞罰

- 1 生徒の本分を自覚し、特別の善行のあったときは、表彰する。
- 2 生徒の本分に反する行為のあったときは、特別な指導、または懲戒（訓告・停学・退学）を行う。

## 第12章 その他

- 1 次の場合はHRTを通じて生徒指導部に申出る。
  - (1) 金銭物品を集めようとするとき。
  - (2) 図書の刊行等をしようとするとき。
  - (3) 各種団体に加入するとき。
- 2 面会人のある場合はHRTの許可を受ける。ただし面会時間は授業時間外とする。
- 3 学校内で治療または休養の必要を生じたときは、係教職員に申し出て処置を受ける。
- 4 非常災害の場合は、係教職員の指示に厳正に従い、迅速に行動する。
- 5 校長の許可なく普通自動車等の運転免許証を取得してはならない。
  - (1) 本校では4+1ない運動（高校生は①免許をとらない。②車をもたない。③運転しない。④乗せてもらわない。保護者は①子供の要求には負けない）を展開している。
  - (2) 自動車学校への入校を希望する3年生は、以下「運転免許取得について」に従う。

## 運転免許取得について

### 1 申請の条件と手続き

#### (1) 条件

①進路が決定していること。

ただし、大学の推薦入試等で進路が決定した生徒、及び大学共通テストを受験する生徒において、自動車学校入校を希望する場合は、大学共通テスト終了後に入校手続きを行うこととする。

②第2学期期末考査の評価において、単位の履修と習得に問題がないこと。

ただし、成績不振者指導等が認められて解消した場合、あらためて入校手続きを行うことが出来る。

③学校生活不適応行動や問題行動がないこと。

ただし、学校生活不適応行動や問題行動がなくなった場合、あらためて入校手続きを行うことが出来る。

#### (2) 手続き

①自動車学校入校手続きは、第2学期期末考査最終日以降とする。

②生徒は「自動車学校入校許可願」を担任に提出する。

③その後、本校から自動車学校入校許可証を生徒は受け取り、通学予定の自動車学校に提出する。

### 2 自動車学校入校期間中の注意事項

#### (1) 学業の妨げにならぬよう十分配慮する。

#### (2) 自動車学校通学や検定試験のための遅刻・早退・欠席は認めない。

#### (3) 教習の待ち時間などの自動車学校内などでは、高校生として自覚を持ち品位を失うような言動は慎む。 (特にスマートフォン等の使い方)

#### (4) 自動車学校で事故などにあった場合は、速やかに報告すること。

### 3 自動車学校卒業後の確認事項

#### (1) 普通自動車免許証取得（本試験）は、自宅学習期間に入つてからとする。

#### (2) 卒業式前に普通自動車免許証を取得した場合、必ずクラス担任に報告する。

#### (3) 卒業前に普通自動車等の運転は認めない。（自宅学習期間中の運転による事故が多いため）

#### (4) 普通自動車免許証は保護者の責任において保管する。

### 4 上記に違反した生徒は、特別な指導の対象とする。

### 5 上記は普通自動車の免許証取得に関してであり、自動二輪車の免許証取得は許可しない。福島県内の高校による申し合わせにより「4+1ない運動」を実施している。普通自動車・自動二輪車の同時教習による免許

証取得はできない。